

## 代表からのご挨拶

サンライズ・メイト・バート株式会社  
 代表取締役 井上明美

いつも皆様方には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、広報誌「ライジング・サン」を創刊する運びとなりました。

弊社に関わって下さる皆様に、弊社の日々の取組みをご紹介するとともに、少しでも有益となるような情報を配信してまいります。どうか、末永くお付き合い下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

4月に入り、新しい生活をスタートされた方も多いかと思いますが、お花見は満喫されましたか？

日本人であれば、桜を愛でると心が躍るものですね。私自身、ソメイヨシノの美しさは、富士山を見た時と同じ感動を覚えます。

反面、介護のお仕事をしていますと、なかなかじっく

り桜を楽しむ暇もなく、日々サービスに邁進しております。

春は、同時に雨風が多いのも特徴。

以前、お世話になった利用者様が、「春に嵐の例えもあるぞ。さよならだけが人生だ」とおっしゃっていたのが忘れられません。

「会うは別れのはじめ」ともいいます。介護の仕事をしている我々は、数々の出会いを経験致しますが、同時に切なく悲しい別れも・・・

人間は誰でも年をとります。そうなれば、介護という現実を避けて通れないものです。

誰かがやらなければならない「介護」。

出会いと別れ、悲喜こもごもございますが、介護を職業としている我々は、それを甘んじて受け入れ、前に進んでいかなければなりません。

私も含めてですが、弊社スタッフにも、この尊く素晴らしい介護という仕事を誇りに思い、ご利用者様一人一人と真摯に向き合っていたきたいと、切に願っております。

## 平成26年度 介護報酬改定について

本年4月より、消費税法が改正され、消費税率が5%から8%に上がりました。それに伴い、介護保険報酬の改定も同時に行われ、下記のように変更となりました。ご利用者様（ご家族様）には、改めて担当介護支援専門員またはサービス提供責任者からご説明させていただきます。ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ね下さいませ。

### 居宅介護支援について

【居宅介護支援費】1月につき		
居宅介護支援費（Ⅰ）		
(-)要介護1又は要介護2	1,000単位 ⇒	1,005単位
(-)要介護3、要介護4又は要介護5	1,300単位 ⇒	1,306単位
居宅介護支援費（Ⅱ）		
(-)要介護1又は要介護2	500単位 ⇒	502単位
(-)要介護3、要介護4又は要介護5	650単位 ⇒	653単位
居宅介護支援費（Ⅲ）		
(-)要介護1又は要介護2	300単位 ⇒	301単位
(-)要介護3、要介護4又は要介護5	390単位 ⇒	392単位

【居宅介護サービス費等区分支給限度基準額・介護予防サービス費等区分支給限度基準額】		
要支援1	4,970単位 ⇒	5,003単位 (+ 33単位)
要支援2	10,400単位 ⇒	10,473単位 (+ 73単位)
要介護1	16,580単位 ⇒	16,692単位 (+112単位)
要介護2	19,480単位 ⇒	19,616単位 (+136単位)
要介護3	26,750単位 ⇒	26,931単位 (+181単位)
要介護4	30,600単位 ⇒	30,806単位 (+206単位)
要介護5	35,830単位 ⇒	36,065単位 (+235単位)

### 訪問介護について

【身体介護が中心である場合】		
20分未満	170単位/回 ⇒	171単位/回
20分以上30分未満	254単位/回 ⇒	255単位/回
30分以上1時間未満	402単位/回 ⇒	404単位/回
1時間以上	584単位 <small>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算</small> ⇒	587単位 <small>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算</small>
【生活援助】		
20分以上45分未満	190単位/回 ⇒	191単位/回
45分以上	235単位/回 ⇒	236単位/回
【通院等のための乗車又は降車の介助】		
20分以上45分未満	100単位/片道 ⇒	101単位/片道

介護予防訪問介護費（Ⅰ）	
週に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者（要支援1・2）	1,220単位/月 ⇒ 1,226単位/月
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	
週に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者（要支援1・2）	2,440単位/月 ⇒ 2,452単位/月
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	
週に2回を超える指定介護予防訪問介護が必要とされた者（要支援2）	3,870単位/月 ⇒ 3,889単位/月

※加算・減算については、変更はありません。

誰にでもわかる

# 成年後見制度

[連載第一回]

## 成年後見制度の 意義と必要性

清澤司法書士事務所 代表司法書士  
清澤 晃 先生



成年後見制度は精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が低下してしまった場合に家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人（成年後見人・保佐人・補助人）を付けてもらう制度です。

判断能力が低下してしまった場合とは認知症だけで

なく、高齢化からおこる判断能力の低下も含まれます。残念ながらこのような能力の低下というのは誰しもが起こりうるリスクですが、その衰えてしまった能力のサポートをする制度ということになります。たとえば、判断能力が下がると①ご自身の財産を管理したり、②介護・福祉サービスや施設の入所契約を結んだり、③遺産分割協議などは、自分だけの判断ではなかなか難しい場合があると思います。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を言われるがまま結んでしまうこともあります。こういった悪徳商法の被害を成年後見制度を上手に利用することによって、被害を防ぐことができる場合があります。

このように判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度なのです。

清澤司法書士事務所 公式HP <http://ak-houmu.com/>  
ご質問、お問い合わせはお気軽に！

超簡単！美容、疲れに効く

## 焼きバナナ

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 1   | 2                                     |
| レンジ可能な容器に<br>皮付きのバナナを<br>まるごと1本のせて<br>電子レンジの中へ。 | 500~600ワットで2分チン。<br>皮の表面が黒くなればOK！（完成） |

健康維持に必要なことは、やはり「バランスのよい食事」「十分な睡眠」「適度な運動」。当たり前のことですが、気をつけたいですね。



## 今月の 名言

（アンネ・フランク）



- 薬を10錠飲むよりも、心から
- 笑った方がずっと効果があるはず
- 私たちも、ご利用者様やご家族様に「笑顔」が届けられるよう、がんばってまいります。

## スタッフ紹介

サービス提供責任者 富所 司郎（とみどころ しろう）

### <自己紹介>

このたび、サービス提供責任者として従事することになりました「富所 司郎」です。在宅介護、グループホームで経験を積み、また在宅介護に戻ってまいりました。限られた環境の中でご支援させていただくことの難しさを痛感し、悪戦苦闘しておりますが、大変充実した楽しい毎日です。お酒と辛いものが大好きですが、体調を考慮し控えております（笑）今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



### <プロフィール>

平成26年2月入職  
出身地：千葉県  
血液型：A型  
資格：介護福祉士  
介護支援専門員

（代表・井上より）  
とてもまじめで、何事にも積極的に取り組む方です。常に問題意識を持ち、疑問点があると熱心に調べたり、質問をされたりします。実際私も彼からは質問攻めです（笑）。きっとご利用者様に、よいサービスが提供できると確信しております。

お読みいただきありがとうございました。

サンライズ・メイト・バートへのお問い合わせは TEL.03-5697-9895